

あきた賃上げ 緊急支援金



秋田県では、従業員の賃金を一定額以上引き上げた中小企業等を対象に、

1人あたり最大5万円の支援金を支給します。

(1事業所あたり**上限50万円**)

支給対象者	① 法人 県内に事業所を有する中小企業、またはこれに準ずる者(公益法人、協同組合等を含む) ② 個人 税務署に開業届出書を提出し、従業員を1名以上雇用して事業を行っている者 (詳しくは裏面へ)
支給額	・週所定労働時間が30時間以上の正規雇用労働者1人あたり：5万円 ・週所定労働時間が20時間以上30時間未満の正規雇用労働者1人あたり：3万円 ・非正規雇用労働者(パート・アルバイト等)1人あたり：3万円 ※非正規雇用労働者の場合、週所定労働時間が20時間以上である必要があります。 ※申請後、1年間は雇用を継続する見込みである必要があります。 ・1事業所あたり：上限50万円 ※事業所とは、事務所(本社、支社、営業所など)、店舗、工場などを指します。
支給要件	令和7年8月25日から令和8年3月31日までの間に、 時間給1,000円以下の従業員を1,031円以上に引き上げること。
受付期間	令和8年1月5日(月)～令和8年6月30日(火)(予定)

2月13日(金)午後3時～「事業者向け説明会」開催

ゆざわ小町商工会(本所)でオンライン参加いただけます

参加希望の方はWEBフォームまたは裏面申込書によりFAXでお申込みください

<https://ws.formzu.net/dist/S169959740/>